

令和4年度 総務省地域力創造施策



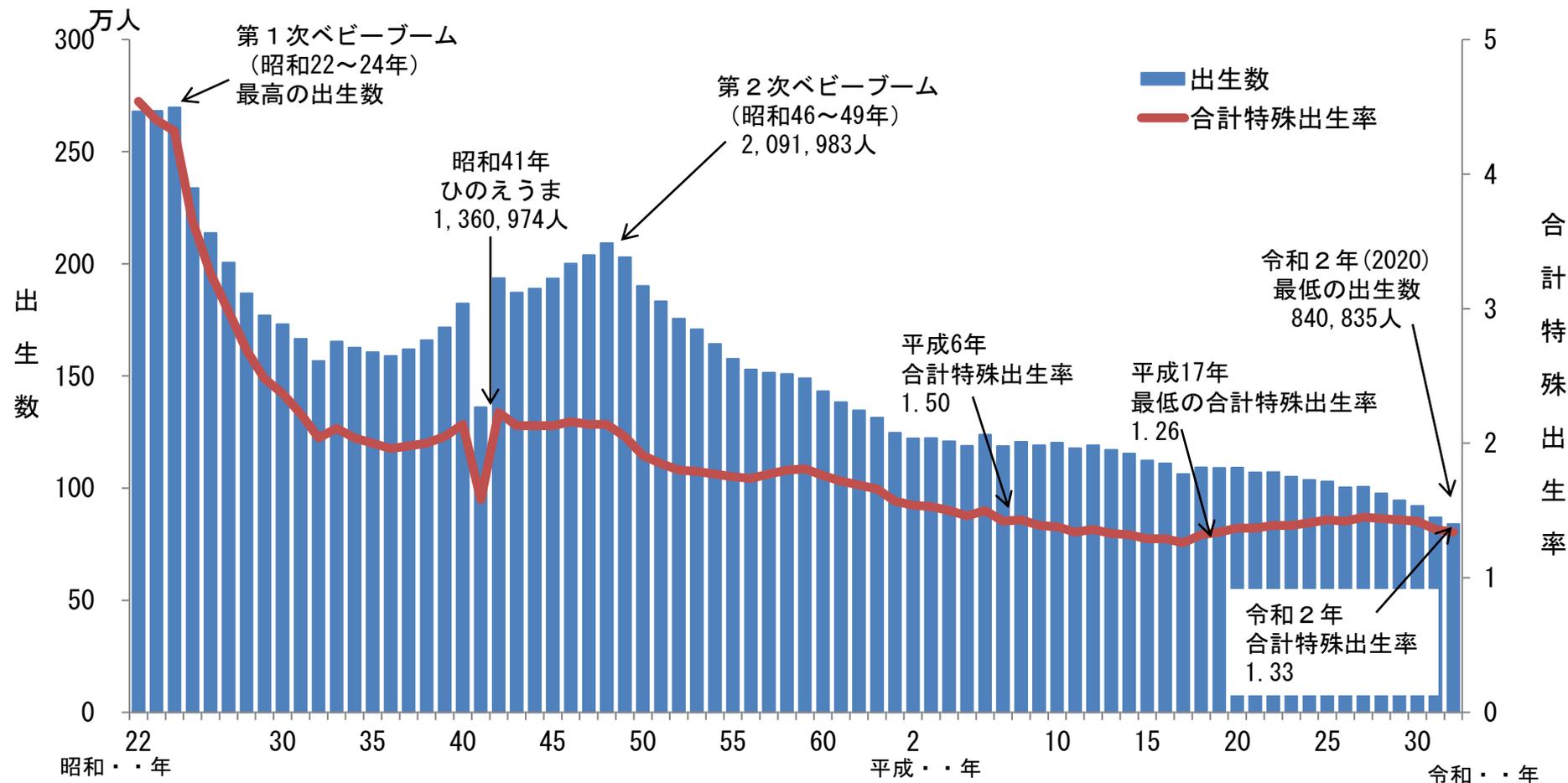
令和4年5月24日
総務省 地域力創造グループ
地域自立応援課

はじめに

日本の出生数・出生率の推移

○ 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。出生率は、2006年以降、緩やかに増加してきたが最近はおね横ばいで推移。出生数は、2016年以降100万人を下回り、毎年減少。

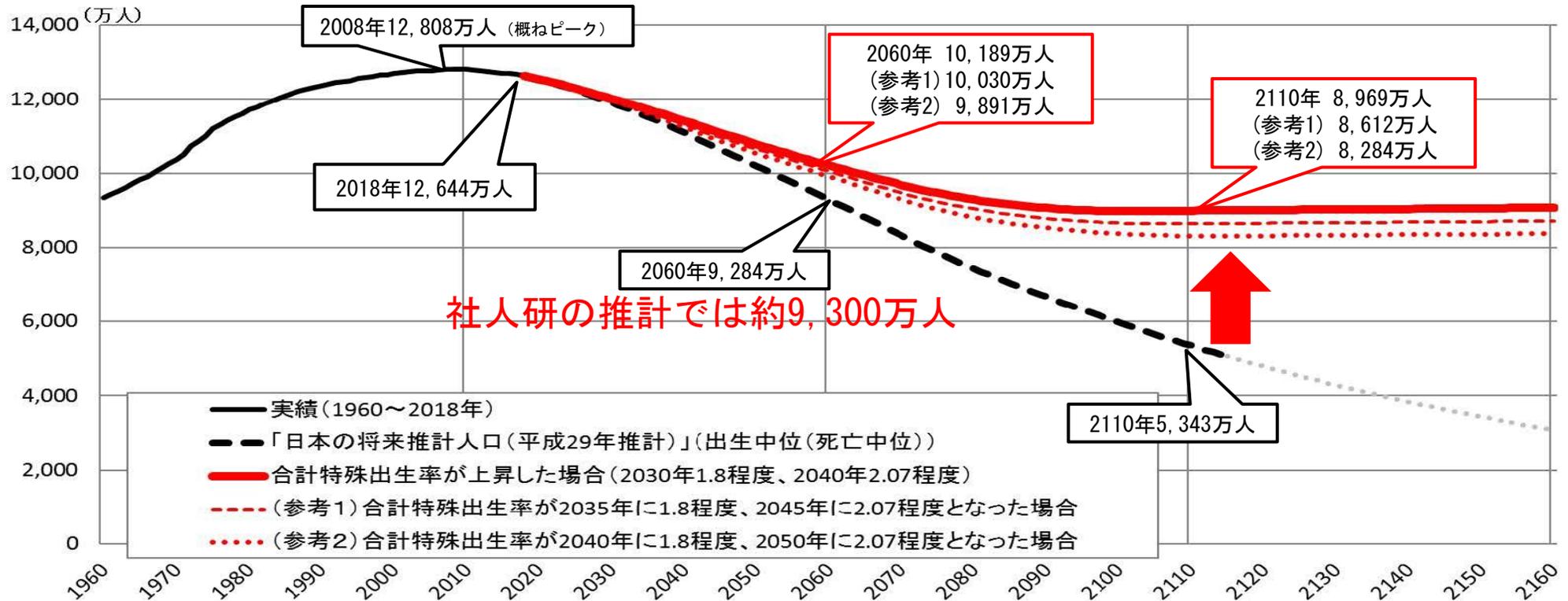
出生数及び合計特殊出生率の年次推移（昭和22～令和2年）



内閣府地方創生推進室資料(資料:厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)の概況」等)

我が国の人口の推移と長期的な見通し

- 社人研の推計^(注1)によると、**2060年の総人口は約9,300万人まで減少。**
- 仮に、合計特殊出生率が上昇^(注2)すると、**2060年は約1億人の人口を確保。**
長期的にも約9,000万人で概ね安定的に推移すると推計。
- 仮に合計特殊出生率の向上が5年遅くなると、将来の定常人口が**約300万人少なくなる**と推計。

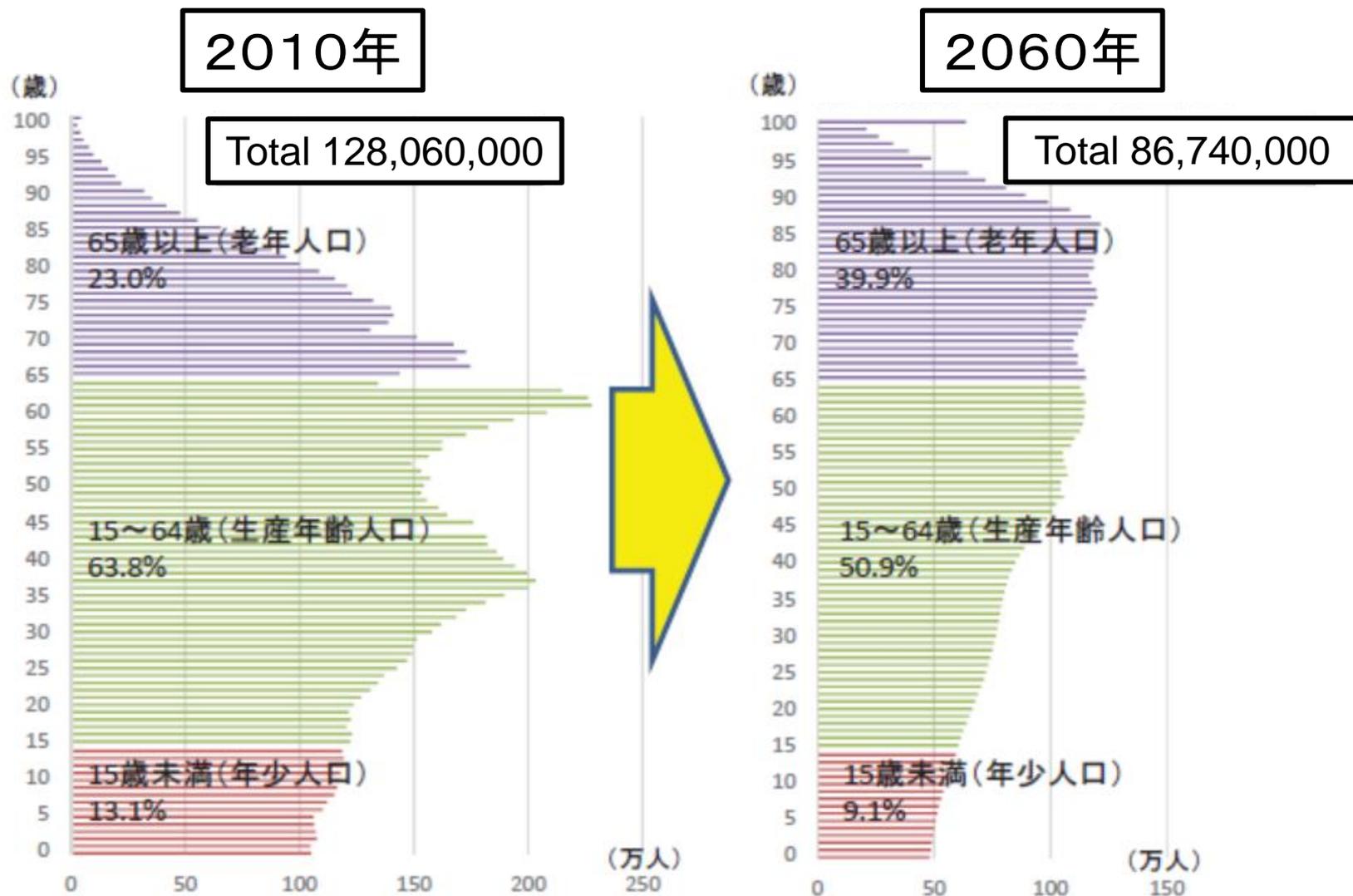


(注1) 社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(注3) 実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115~2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

人口ピラミッド (日本)



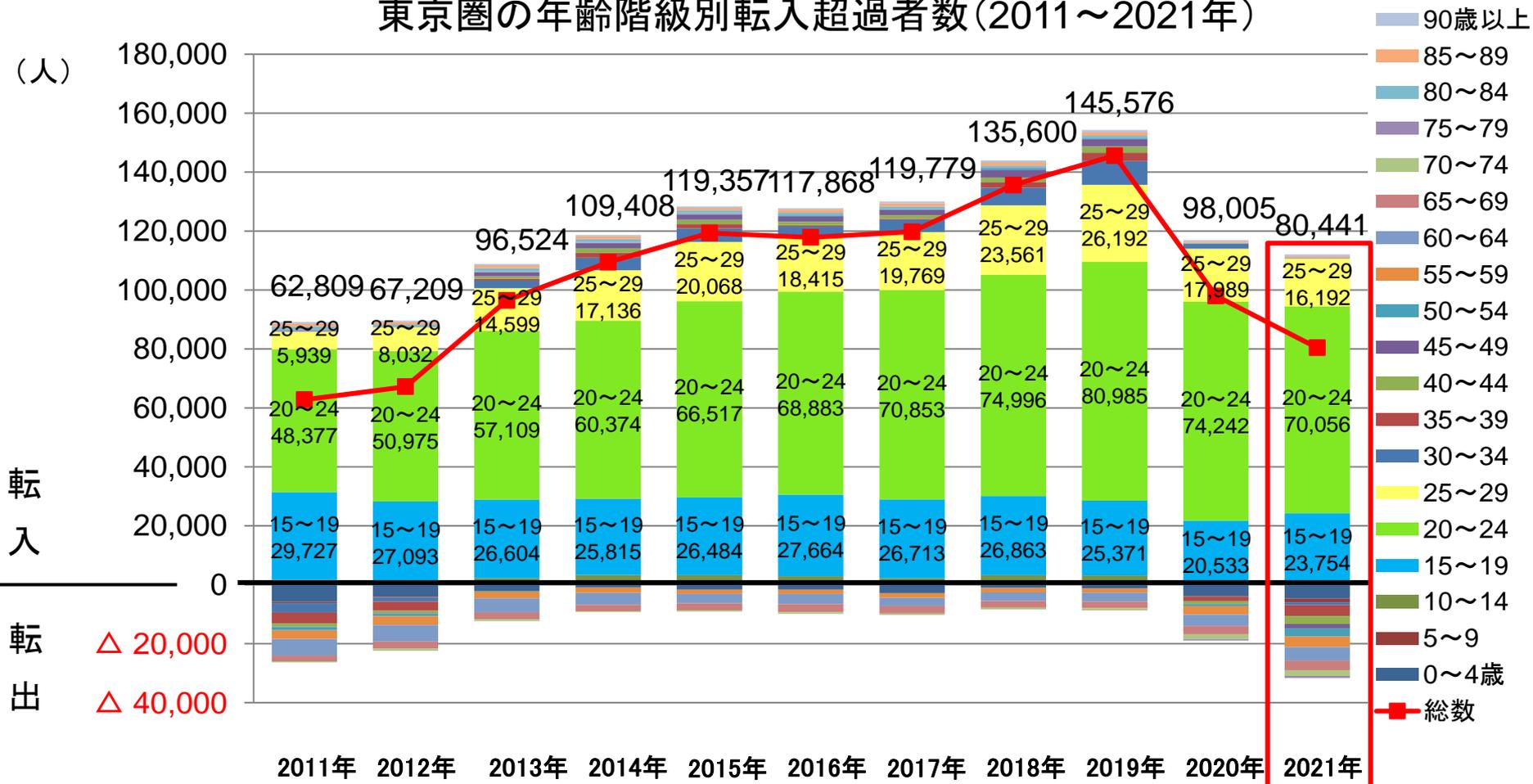
東京圏への転出入の現状（年齢別）

○ 東京圏※への転入超過数の大半を10代後半、20代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。

○ コロナ禍の影響で、2021年は、東京圏への転入超過は8.0万人と減少（前年比▲18%）。

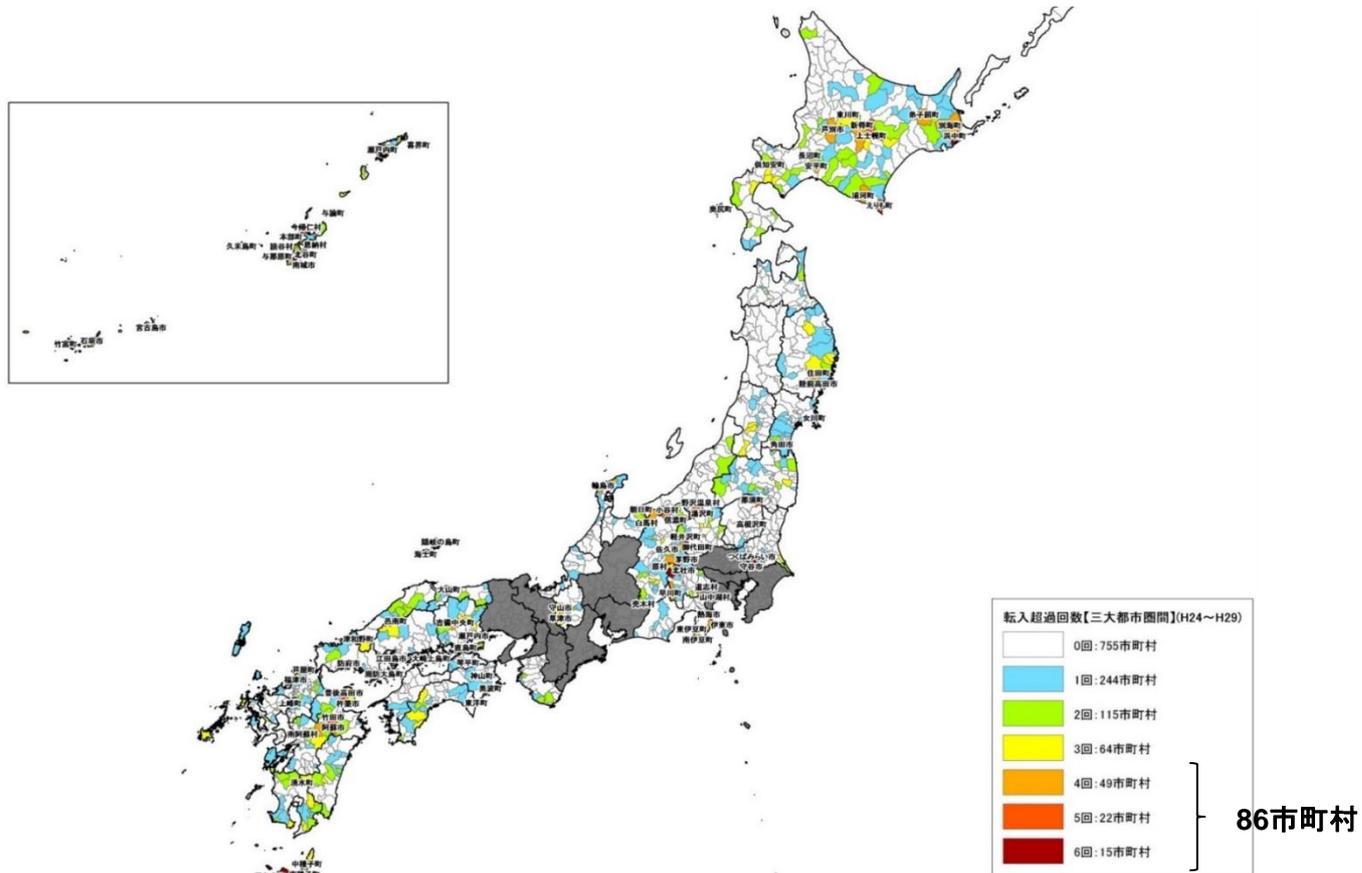
※東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県

東京圏の年齢階級別転入超過者数（2011～2021年）



三大都市圏からの転入超過回数(全国)

- 2012年から2017年の6か年間に4回以上三大都市圏からの転入超過となっている市町村は86。
- 「田園回帰」意識の高まりが継続し、「にぎやかな過疎」と呼ばれる市町村がある一方で、大部分の市町村はそうではなく、過疎地域の中にも格差が発生。
- コロナ禍の影響下で、年代別で20歳代、地域別では東京23区に住む者の地方移住への関心の高まり。また、テレワーク経験者ほど、仕事より生活を重視するライフスタイルを好む傾向（内閣府調査（R2.6月））。
- 東京都は、H23年度来初の転出超過（7月から5ヶ月連続）。



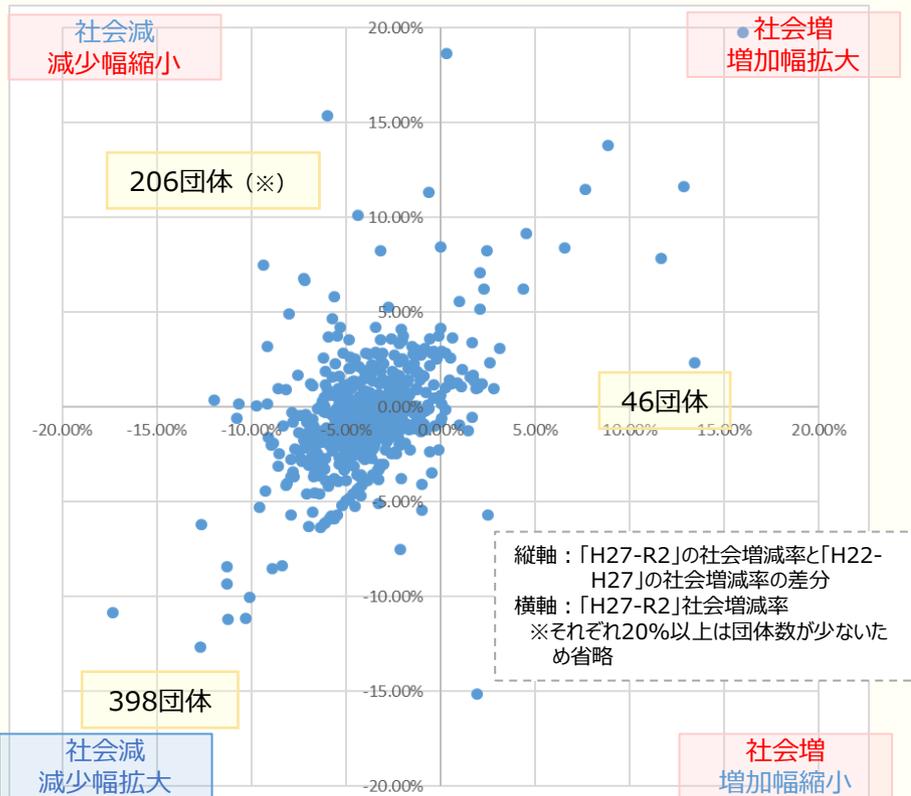
(注1)三大都市圏からの転入超過回数が4回以上の市町村をラベル表示。
 (注2)「調査していないため該当数値がない」データについてはゼロと取扱いデータ処理。
 (注3)凡例の転入超過回数別の市町村数は三大都市圏を除く。

(出典)総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告(H24～H29)」をもとに国土政策局で作成

過疎地域における社会増減の状況

- 全部過疎地域（650市町村※）のうち、以下の図表及び参考資料のとおり、近年社会増を実現している、又は社会減の減少幅が縮小している団体がある一方、社会減少率が高い団体も存在
 - ※令和3年度時点の全部過疎地域市町村数

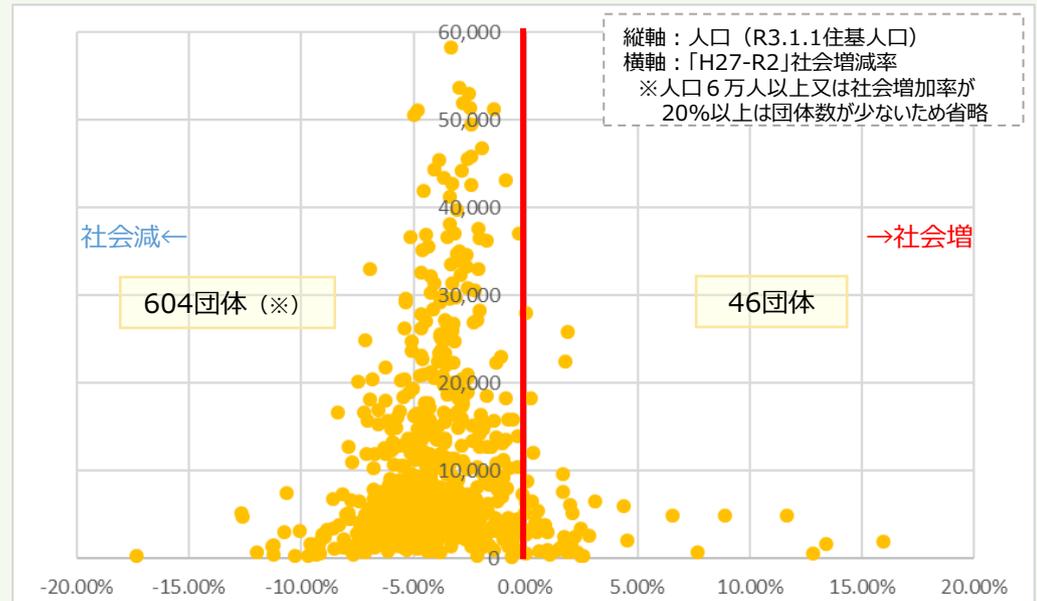
（図表1）社会増減率と社会増減の拡大・縮小幅の分布図



（※）社会増減のない（±0）2団体を含む。

※ 社会増減率：（始点年から終点年の）社会増減数／始点年の総人口数
 社会増減数：（始点年総人口－終点年総人口）－自然増減数（始点年～終点年の出生数－始点年～終点年の死亡数）
 （いずれも住民基本台帳に基づく人口、人口動態をもとに算出）

（図表2）社会増減率と人口規模の分布図



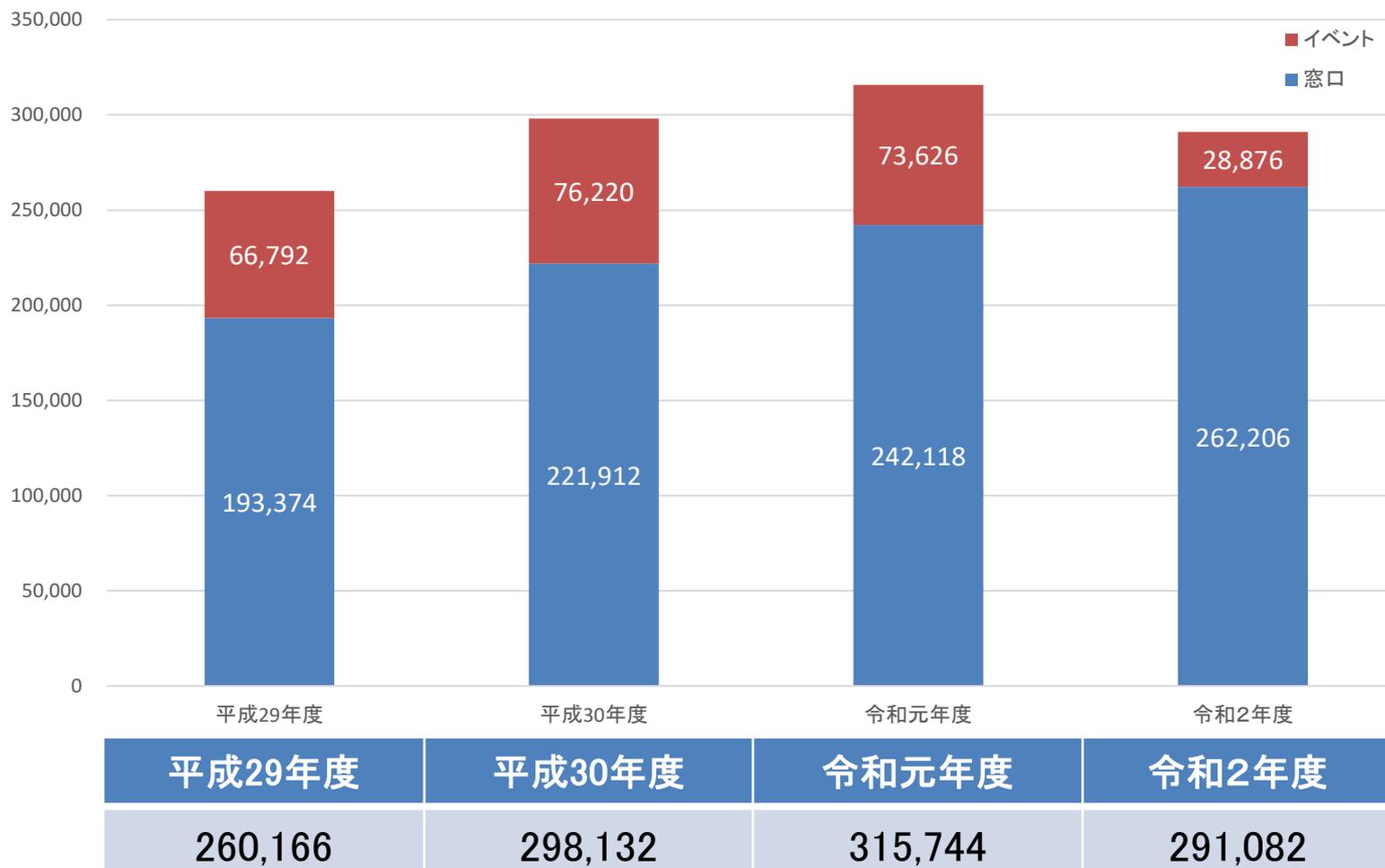
	平均 社会増減率	社会増		社会減		団体数計C (A+B)
		団体数A	A/C	団体数B	B/C	
999人以下	△3.16%	9	32.1%	19	67.9%	28
1,000～2,999人	△3.45%	12	10.4%	103	89.6%	115
3,000～4,999人	△3.75%	10	9.9%	91	90.1%	101
5,000～9,999人	△3.95%	10	6.4%	146	93.6%	156
10,000～29,999人	△3.85%	5	2.6%	184	97.4%	189
30,000人以上	△3.16%	0	0.0%	61	100.0%	61
全部過疎団体計	△3.69%	46	7.1%	604	92.9%	650

※ 「平均社会増減率」は単純平均

移住相談窓口等において受け付けた相談件数

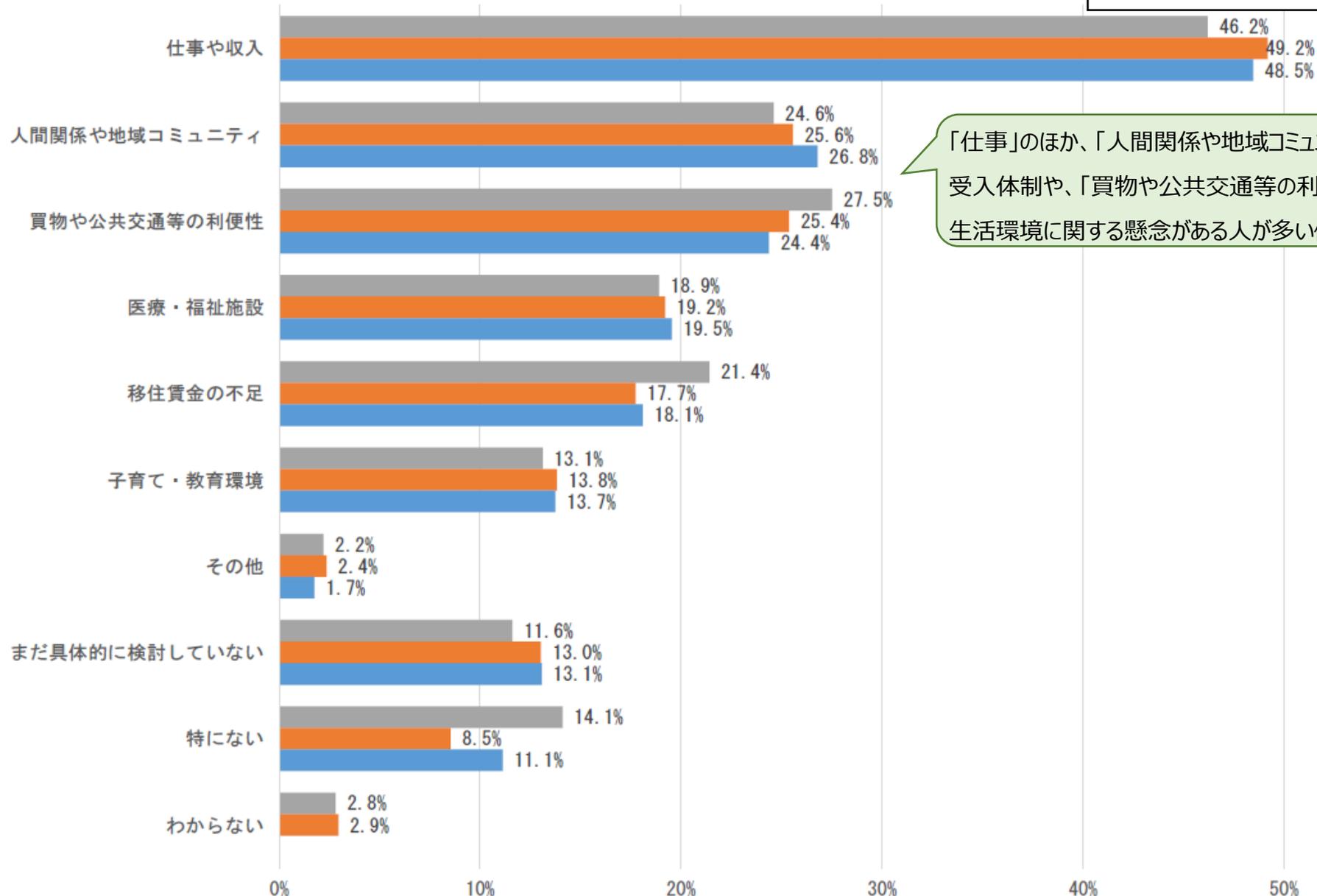
- 各都道府県・市町村の移住相談窓口等において受けた相談件数は、年々増加していたが、令和2年度においては減少に転じた。移住相談窓口における相談件数は増加したものの、リアルイベントの開催が難しくなったことで、イベントにおける相談件数が大きく減少した。

※ 移住相談窓口による相談件数は、面談のほか、電話やメール等での相談を含む。



3. 【地方】地方移住にあたっての懸念 (東京圏在住で地方移住に関心がある人)

「第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(R3.11 内閣府)より抜粋、一部加工



「仕事」のほか、「人間関係や地域コミュニティ」といった受入体制や、「買物や公共交通等の利便性」といった生活環境に関する懸念がある人が多い傾向

※今回調査では「わからない」は回答選択肢から削除

■2020年12月 ■2021年4-5月 ■2021年9-10月

目指すべき将来

将来にわたって
「活力ある地域社会」
の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育て
の希望をかなえる

◆ 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合、50%

魅力を育み、
ひとが集う

○ 地方に住みたい希望の実現

地域の外から稼ぐ力を
高めるとともに、
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「東京圏への一極集中」
の是正

◆ 地方・東京圏の転出入均衡

基本目標

1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

○ 地域の特性に応じた、生産性が高く、
稼ぐ地域の実現

◆ 地方における若者を含めた就業者増加数
100万人（2019年～2024年）

○ 安心して働ける環境の実現

◆ 若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等の割合
全ての世代と同水準を維持 等

○ 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化
○ 専門人材の確保・育成

○ 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

○ 地方への移住・定着の推進

◆ UIターンによる起業・就業者数、6万人（2019年～2024年）等

○ 地方とのつながりの構築

◆ 「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数
1,000団体

○ 地方移住の推進
○ 若者の修学・就業による地方への定着の推進

○ 関係人口の創出・拡大
○ 地方への資金の流れの創出・拡大

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

◆ 第1子出産前後の女性継続就業率、70%（2025年） 等

○ 結婚・出産・子育ての支援
○ 仕事と子育ての両立

○ 地域の実情に応じた取組の推進

4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

◆ 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数、評価対象都市の2/3 等

○ 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
○ 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

○ 安心して暮らすことができるまちづくり

横断的な目標

多様な人材の活躍を推進する

○ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
○ 誰もが活躍する地域社会の推進

◆ 地域再生法等に基づき指定されている
NPO法人等の数 150団体
◆ 女性の就業率 82% 等

新しい時代の流れを力にする

○ 地域における Society 5.0 の推進
◆ 未来技術を活用し地域課題を解決 改善した地方公共団体の数及びその課題解決 改善事例数、600団体・600件
○ 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり
◆ SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合 60%

総務省地域力創造グループによる地方公共団体における地域活性化プロジェクトの支援

○ ポストコロナの社会を見据え、地域活性化につながるプロジェクトが全国各地で展開されることを目指し、そうした地域のプロジェクトに取り組む地方公共団体を人材面・資金面で支援

人材面の支援

○地域活性化起業人

○企業版ふるさと納税(人材派遣型)

- ・都市部の企業人材が地方公共団体へ入り、様々なプロジェクトに従事

<活用のポイント>

- 都市部の**企業人材のノウハウ**を活かして地域活性化
- シニア企業人材が**地方でやりがい**を発見

○地域プロジェクトマネージャー

- ・地域の重要プロジェクトを推進する人材を確保

<活用のポイント>

- **地域・行政・民間の橋渡し**をしながら、プロジェクトを推進

○地域おこし協力隊

- ・地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を推進

<活用のポイント>

- 都市部の**人材が地域に入り**、様々なバックグラウンドを活かして**地域活性化**

地域活性化プロジェクト(イメージ)

観光

- ・古民家を活用した宿泊施設の整備
- ・道の駅を核とした観光客の誘致

伝統文化

- ・伝統技術を活用した工芸品の製作を行う工房の整備

地域産業

- ・特産品の開発や販路開拓
- ・地元食材を使用したレストランの開業

農林水産業

- ・地元農林水産物の6次産業化

ICT支援

- ・ICTを活用した地域の見守り活動
- ・スマート農業の導入支援

エネルギー

- ・地元木材を活用したバイオマス発電事業の立ち上げ

外部専門家の活用

○地域力創造アドバイザー

- ・地域独自の魅力や価値向上を目指し、**外部専門家を招へい**

資金面の支援

○ローカル10,000プロジェクト

- ・産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、地域密着型事業の立ち上げを支援

<活用のポイント>

- 地域の資源と地域の資金を結びつけて**地域における経済の好循環を創造**
- 地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む**民間事業者の初期投資費用を支援**

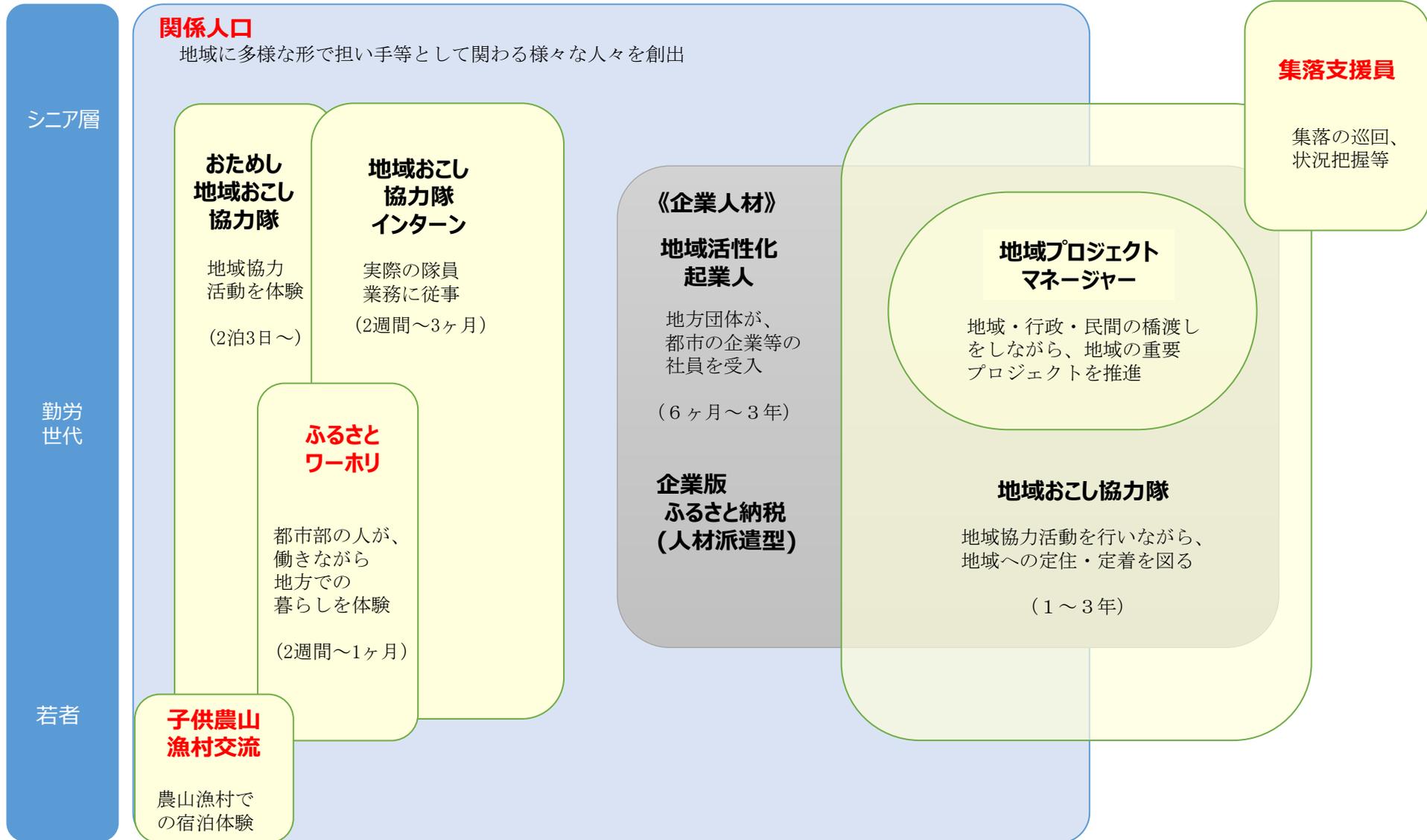
○起業人・協力隊員の起業等支援

- ・地域活性化起業人が発案・提案した事業に要する経費を支援
(1人あたり100万円上限)
- ・地域おこし協力隊員の起業・事業承継に要する経費を支援
(1人あたり100万円上限)

○ふるさと起業家支援プロジェクト

- ・クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域における起業を支援

総務省地域力創造グループが行う地域を担う多様な人材に対する支援



(短期的滞在)

(期間限定居住)

(移住へ)

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊について①

○令和3年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から455名増の6,015名となった。

(うち、特別交付税によるものは、前年度から541人増の6,005人)

○また、受入自治体数は前年度から20団体増加し、1,085団体となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)	6,015人 (6,005人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、

29年度:146人、30年度:171人、R元年度:154人、R2年度:96人、R3年度:10人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税ベース

※令和2年3月末までに任期終了した隊員(8,082人)との合計は、14,097人

参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R3.3末調査時点

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体**：地方公共団体 ○**活動期間**：概ね1年以上3年以下

○**総務省の支援**：**・特別交付税措置**（隊員1人あたり480万円上限 等）

・令和4年度予算：2.4億円

- ・隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
- ・受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
- ・定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等）

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見



地 域

- 斬新な視点
(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が
地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

◎ 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置

【隊員向け】

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：480万円/隊員1人を上限

- ・報償費等…280万円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能。その場合も480万円が上限）
- ・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、**2年を上限として任期の特例**を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置（令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象）。

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/1人を上限

- ・最終年次及び任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。**令和4年度は引き続き、対象期間を最終年次及び任期終了後2年以内へ延長。**

③ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費(令和3年度から)：措置率0.5

【自治体向け】

④ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：200万円/1団体を上限

- 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円/1団体を上限
- 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費(令和3年度から)：100万円/1団体を上限^(※)、1.2万円/1人・1日を上限^(※※)

(※) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※※) …参加者の活動に要する経費

◎ 都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等（平成28年度から）

② 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備（令和2年度から）

地域おこし協力隊の拡充に向けて

- 令和6年度に現役隊員数を8,000人とする目標の達成に向け、以下に重点的に取り組む。

1. 応募者数の増加

- ・ 応募者の裾野を拡大するため、2泊3日程度地域協力活動を体験することができる「おためし地域おこし協力隊」を実施（令和元年度から）。さらに、2週間から3ヶ月間、実際の地域おこし協力隊の業務に従事することのできる「地域おこし協力隊インターン」を創設（令和3年度から）
- ・ シニア層への働きかけを強めるとともに、在住外国人、青年海外協力隊経験者等の受入を一層促進するため要件を見直して受入可能な市町村を拡大
- ・ 任期後の定住支援として、住居とする空き家の改修経費に対し財政措置（令和3年度から）
- ・ 起業・事業承継に要する経費について、令和4年度は引き続き、対象期間を最終年次及び任期終了後1年以内から、最終年次及び任期終了後2年以内へ延長

2. 隊員募集数の増加

- ・ 地方自治体に対する効果的な募集のあり方の研修や、「協力隊の受入れに関する手引き」の充実などによりノウハウを共有。また、隊員の孤立を避ける観点からも、複数人の受入れを要請
- ・ 自治体職員向けの相談窓口として「地域おこし協力隊サポートデスク」を設置するとともに、隊員受入れに際しての助言等を行う協力隊OB・OGのネットワーク組織づくりを推進

3. 隊員・受入れ自治体・受入地域間におけるマッチングの向上

- ・ 自治体職員向けの研修を通じ受入に際しての留意事項を周知
- ・ ミスマッチの防止・マッチングの向上のため、隊員として活動する前に、協力隊業務の体験等ができる「おためし地域おこし協力隊」（再掲）や「地域おこし協力隊インターン」（再掲）を実施

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和3年度は6,015人であり、令和6年度に8,000人に増やすという目標を掲げている(まちひと・しごと創生基本方針2021)。この目標に向け、「地域おこし協力隊等を充実」することとしている(経済財政運営と改革の基本方針2021)。
- 具体的には、地域おこし協力隊の更なる拡充のため、強力なPRによる隊員のなり手の掘り起こし、未導入団体や応募が集まらない団体へのフォローアップ、女性隊員の活躍促進、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充といった取組を一体として進め、地方への新たな人の流れを力強く創出する。

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・地域おこし協力隊や地方公共団体関係者のほか広く一般の方の参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供。

■メディアやSNS等を活用した制度周知

- ・地域おこし協力隊をはじめとする各種の地方に対する人的支援施策の募集情報等を一元的に検索できるポータルサイトを総務省で構築し、マッチングを促進。加えて、制度のより一層のPRに向け、各種メディアやSNSを活用して周知・広報を大幅に強化。

■募集者数・魅力ある募集案件の増加に向けた自治体支援

- ・「募集を行っているが応募がない」等の課題を抱える自治体を対象に、有識者・中間支援組織・協力隊OB/OG等で構成するチームによる伴走支援をモデル事業として実施。併せてその成果を全国に共有し、自治体の募集案件の質量双方での拡充を図る。

隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・隊員や地方公共団体担当職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供。
- ・各地域における協力隊OB・OGのネットワークづくりを推進することにより、より身近なサポート体制を構築。

■「地域おこし協力隊員向けの研修会」の実施

- ・初任隊員向けの「初任者研修」、2～3年目の隊員向けの「ステップアップ研修」等の「段階別」の各種研修会を開催する。
- ・併せて、隊員の孤立化の防止に向け、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施するとともに、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化する等、隊員へのサポートの更なる充実を図る。

■「地方公共団体職員向け研修会」の実施

- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援、地域への人材還流を促進するため、地方公共団体職員向けの研修機会の確保・充実を図る。

■地域おこし協力隊「ビジネスサポート事業」の実施

- ・現役隊員、OB・OGから広く提案を募集し、隊員の創意工夫によるビジネスプランの磨き上げを実施。優れたビジネスプランについては、現地において専門家によるサポートを強化。

任期後

起業・定住

地域への人材還流を推進！



各地域での研修機会の充実を

- 総務省主催による初任者研修やステップアップ研修、受入自治体向け研修のほか、都道府県単位又はブロック単位でも同様に各種研修等を実施している例が増えている。
- 隊員の円滑な地域協力活動の実施や任期終了後の定住・定着の支援に加え、隊員同士の交流の機会を確保する観点からも、こうした研修等をさらに充実させていく必要がある。
- 隊員の起業等について、各都道府県の「よろず支援拠点」との連携も考えられる。

→ **都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置（平成28年度から）**

各団体の取組内容

愛媛県

○隊員向け研修

- ・ 県内の隊員及び集落支援員を対象とした「愛媛県地域おこし協力隊・集落支援員交流研修会」を開催している。隊員及び集落支援員間で情報交換をし、ネットワークを形成するとともに、自己の活動の意識啓発を目的としている。
- ・ 移住コンシェルジュ（県集落支援員）が、隊員を定期的に訪問するとともに、情報共有を行い、地域おこし協力隊のネットワーク・サポート体制を構築。それにより、隊員間の連携強化や不安解消を図り、定住につなげる活動を行っている。

新潟県

○隊員向け研修

- ・ 地域に入る心構えや地方自治体職員・地域住民との関係づくりの方法を学ぶための「初任者研修」を開催している。
- ・ 市町村担当者と隊員及び他の地域の隊員同士の交流と意思の共有を目的とした「隊員・担当者向け交流ネットワーク会議」も開催している。

○地方自治体職員向け研修

- ・ 隊員の受入れ体制の構築促進と、地方自治体における隊員受入れについてのビジョン形成の促進を目的に「市町村担当者研修」、「協力隊募集ワークショップ」を開催している。

国等における地域おこし協力隊関連研修一覧（令和4年度開催予定）

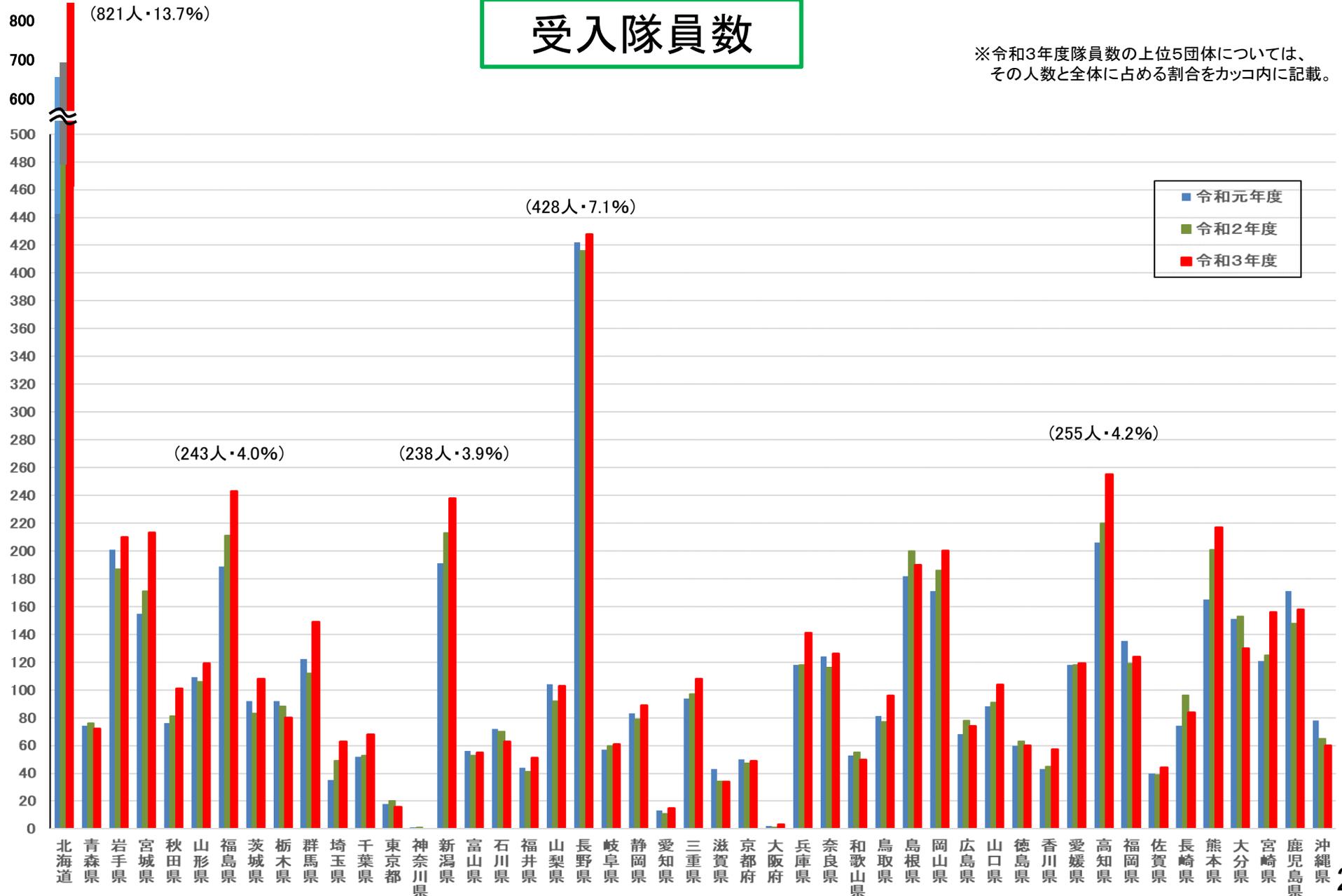
研修名	対象者	開催時期	会場	問い合わせ先
初任者研修 (JIAM・総務省共催)	委嘱後概ね1年以内の 初任隊員	R4.4.13～4.15 【150人程度を予定】	全国市町村国際文化研修所 (JIAM) (滋賀県大津市)	全国市町村国際文化研修所 (JIAM) TEL:077-578-5932
初任者研修 (JAMP・総務省共催)	委嘱後概ね1年以内の 初任隊員	R4.5.16～5.18 【120人程度を予定】	市町村職員中央研修所 (JAMP) (千葉県千葉市)	市町村職員中央研修所 (JAMP) TEL:043-276-3126
初任者研修 (総務省主催)	委嘱後概ね1年以内の 初任隊員	年2回(夏期・冬期) 開催予定 【各80人程度を予定】	オンライン開催	総務省地域自立応援課 TEL:03-5253-5394
ステップアップ研修 (JIAM・総務省共催)	主として2年目、3年目の 隊員	R5.1.30～1.31 【60人程度を予定】	全国市町村国際文化研修所 (JIAM) (滋賀県大津市)	全国市町村国際文化研修所 (JIAM) TEL:077-578-5932
ステップアップ研修 (総務省主催)	主として2年目、3年目の 隊員	年1回(夏期) 開催予定 【40人程度を予定】	オンライン開催	総務省地域自立応援課 TEL:03-5253-5394
起業・事業化研修 (総務省主催)	任期後、起業を目指す 主として3年目の隊員	年4回(R4.7～R5.3) 開催予定 【各50人程度を予定】	オンライン開催	総務省地域自立応援課 TEL:03-5253-5394
自治体職員向け研修会 (総務省主催)	都道府県及び市町村の地 域おこし協力隊担当課長 及び担当者	年3回 開催予定	オンライン開催	総務省地域自立応援課 TEL:03-5253-5394

都道府県別の受入隊員数 (令和3年度特交ベース)

受入隊員数

※令和3年度隊員数の上位5団体については、その人数と全体に占める割合をカッコ内に記載。

隊員数(人)



地域おこし協力隊～取組事例～

北海道標茶町

【活動内容】

- ・標茶町には軍馬生産から続く乗用馬文化が根付いていることを活かし、「馬を核とした地域づくり」を目指す「道東ホースタウンプロジェクト」を立ち上げ。乗馬のみならず、馬の世話まで含めた地場体験ツアーを企画し、リピーターを作ること
- ・都市圏の乗馬愛好者対象のマーケティング調査や、ホーストレッキングツアーの開催、ホーストレッキングコースの開発も行う。
- ・本プロジェクトは町で初の官民連携事業。



【ポイント】

- ・道内旅行で体験した乗馬が趣味となり、以来道東の牧場施設等を訪れていたことが縁で隊員となった。

愛知県東栄町

【概要】

- ・地域資源を活用した誘客事業

【活動内容】

- ・美をテーマとした観光振興
- ・協力隊の卒業生が立ち上げた手作りコスメティック体験事業「naori」の講師
- ・地域素材を活用した手作り石鹸の商品化に向けた取り組み
- ・ワラチワークショップやエコイベントの開催

【ポイント】

- ・「美」を町の共通テーマとして発信し、集客することで地域が稼ぐ「ビューティーツーリズム」事業。その主軸となる「naori」講師を務めることで、自立への第一歩とする。



福島県西会津町

【概要】

- ・伝統工芸の継承(出ヶ原和紙)

【活動内容】

- ・体験ワークショップの実施
- ・商品制作(委嘱状・感謝状・オーダー建具等)
- ・展示(喜多方プラザ・西会津国際芸術村)
- ・原料作り
- ・工房整備(アーティストインレジデンス)

【ポイント】

- ・アーティストインレジデンスはリトアニア美術学校の副校長を務めるアーティストも滞在し、和紙づくりを体験した。今後も国際的な交流・PRが期待できる。



茨城県高萩市

【概要】

- ・食用ほおずきのブランド化を目的とした活動

【活動内容】

- ・栽培、収穫、加工、販売、PR活動を行うほか、農業を通じた地域活性化の取り組みを行っている。

【ポイント】

- ・食用ほおずきを主とした、農業的ライフスタイルを確立する事で、交流人口の拡大を図るなど、ほおずき産地化に向けて活動している。
- ・前職を退職後、就農を志し受講した国内外の研修で習得した知識や経験を活かし食用ほおずきのブランド化の牽引役として活躍している。



地域おこし協力隊～「任期終了後」の活躍事例～

島根県雲南市

40代女性

起業

【定住状況】

- ・任期終了した4名の隊員のうち3名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

- ・隊員期間中は小学校が閉校した地域に入り、地域づくりに携わっていた。
- ・任期終了後、農地付き空家を購入し、農村民泊やカフェをしている。また、専門性を活かして、小中学校でのダンス授業や、幅広い世代への体づくりのワークショップや施術を行なうほか、ラジオで地域情報番組のパーソナリティをする等している。

【ポイント】

- ・元々の専門である体づくりの仕事と、協力隊の経験を活かした仕事を組み合わせた「多業」。



新潟県十日町市

30代男性

就業

【定住状況】

- ・任期終了した40名の隊員のうち27名が定住。(平成29年8月1日時点)

【活動内容】

- ・任期活動中は、地場農産物の地産地消活動、出張販売、春夏秋冬体験アクティビティの開発、支援世帯の病院送迎、除雪などに取り組んでいた。
- ・任期終了後は、里山体験に特化した法人を立ち上げ、自身もガイドとして、様々な里山体験ツアーなどを開催している。

【ポイント】

- ・任期中の隊員活動の実績を元にした、活動地での起業と就業。



岡山県美作市

20代男性

就農

【定住状況】

- ・任期終了した17名の隊員のうち12名が定住。(平成29年6月1日時点)

【活動内容】

- ・任期期間中は、棚田の再生が活動の軸となり、再生した棚田で農業や、周辺の森林資源を活かした林業を行う。また古民家を利用したコミュニティスペースづくりやイベントへの参加・協力・企画などの活動に取り組んでいた。
- ・任期終了後は、再生した棚田での米作りやにんにくなど農作物の生産を行いながら広葉樹施業、シイタケの原木栽培なども行っている。

【ポイント】

- ・過疎化で衰退してしまった棚田での米作りを再生した。



鳥取県八頭町

20代女性

就業

【定住状況】

- ・任期終了した6名の隊員のうち4名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

- ・任期活動中は、志子部集落で特産品の開発や交流体験事業の企画提案を行っていた。また地域の特産品を売る販路づくりなどを通して、地域のPR活動を行っていた。
- ・任期終了後はきのこの研究機関にコーディネーターとして就業。広報や企画の仕事を通じてキノコの美味しさや魅力を発信している。

【ポイント】

- ・地元の人から信頼を得て、活動を行っていた地で就業。



地域おこし協力隊サポートデスク事業

- 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援
「移住・交流情報ガーデン」内に相談窓口を開設（平成28年9月27日開設）

事業内容

- 地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応できる
「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設。
- 専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを受け付け、効果的なアドバイスを提供。
- 全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。
- 専門の相談員（協力隊員OB・OG等）8名（うち女性3名）でサポート。

※ ただし、地域おこし協力隊に要する経費に対する財政措置や地方公務員法関係については、サポートデスクではなく、各都道府県又は総務省に問い合わせてください。

地域おこし協力隊サポートデスクの相談対応状況

（平成28年9月27日～令和3年3月31日・営業日1,370日間）

相談件数

合計6,044件

・ 電話	4,519件
・ 電子メール	1,136件
・ 来訪（対面）	384件
・ 出張	5件

相談者区分

・ 自治体関係者	2,987件（49.4%）
・ 地域おこし協力隊員	2,196件（36.3%）
・ 協力隊希望者	410件（6.8%）
・ その他	451件（7.5%）

地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠**だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」が**不足**。そこで、市町村がそうした人材を「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできて孤立



⇒プロジェクトの実感があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

制度概要

★人物像

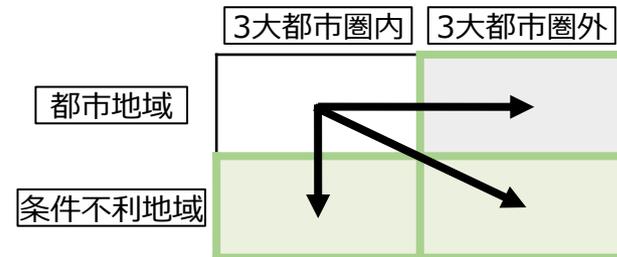
- ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、受入団体及び地域との信頼関係 etc
- ⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



参考事例①（群馬県みなかみ町）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：道の駅の直売所運営、地場産品を活かした特産品開発
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：着任前に比べ売上増加、施設の入れ込み客増加



（出典）道の駅 たくみの里HP

参考事例②（山梨県富士吉田市）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：空き家の再活用、地域事業者と協力した建築設計・企画業務
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整等）

成果：移住してきた移住者等による空き家・空き店舗活用
ゲストハウス開業



（提供）富士吉田市

参考事例③（岐阜県郡上市）

人物：外部人材（電通社員として、また自身が経営する法人を
通じて郡上市に継続的に関与（地域おこし企業人））

事業：移住と雇用創出をセットにした事業「郡上カンパニー」の立ち上げ
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：3年間で19人の起業挑戦者を誘致
100人以上のプロジェクト人口を創出



（出典）郡上カンパニーHP

参考事例④（北海道利尻町）

人物：外部人材（地域おこし企業人OB）

事業：定住移住促進企画の実施、閉校校舎の利活用、地域
おこし協力隊の中間支援、ふるさと教育による他島交流等

成果：閉校校舎のリノベーション、リノベーション施設を活用した定住
移住相談窓口の開設（運営は民間）等



（出典）利尻町定住移住支援センター「ツギノバ」HP

關係人口創出・擴大事業

関係人口について

- 「**関係人口**」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者**。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる**。

関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、**地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながる**ほか、**将来的な移住者の増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、**地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらす**ものであり、双方にとって重要な意義がある。

(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋)

関係人口の取組例



＜宮崎県五ヶ瀬町（Rモデル事業）＞
県立中高一貫校の卒業生を対象とした
関係人口案内育成



＜鳥取県鳥取市（Rモデル事業）＞
地方の農業に関心のある都市部からの
滞在者との協働による農業用水路の修繕

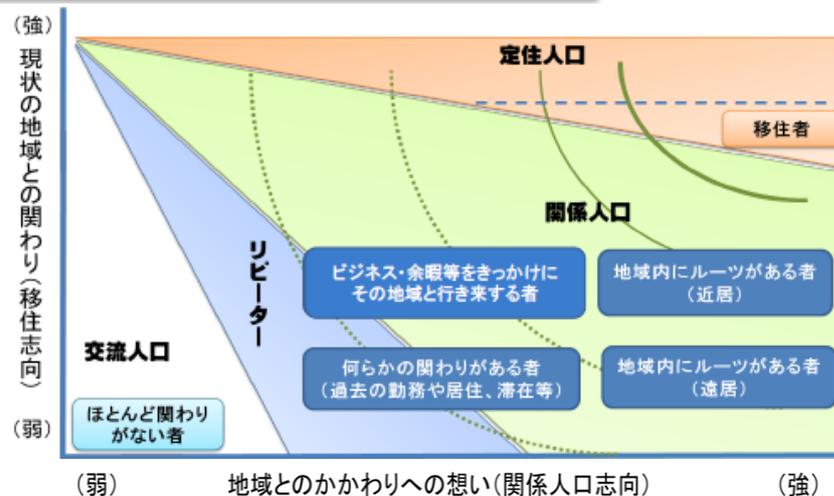


＜愛媛県西条市（H30モデル事業）＞
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



＜島根県邑南町（H30モデル事業）＞
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKAイルミ」の実施

関係人口のイメージ

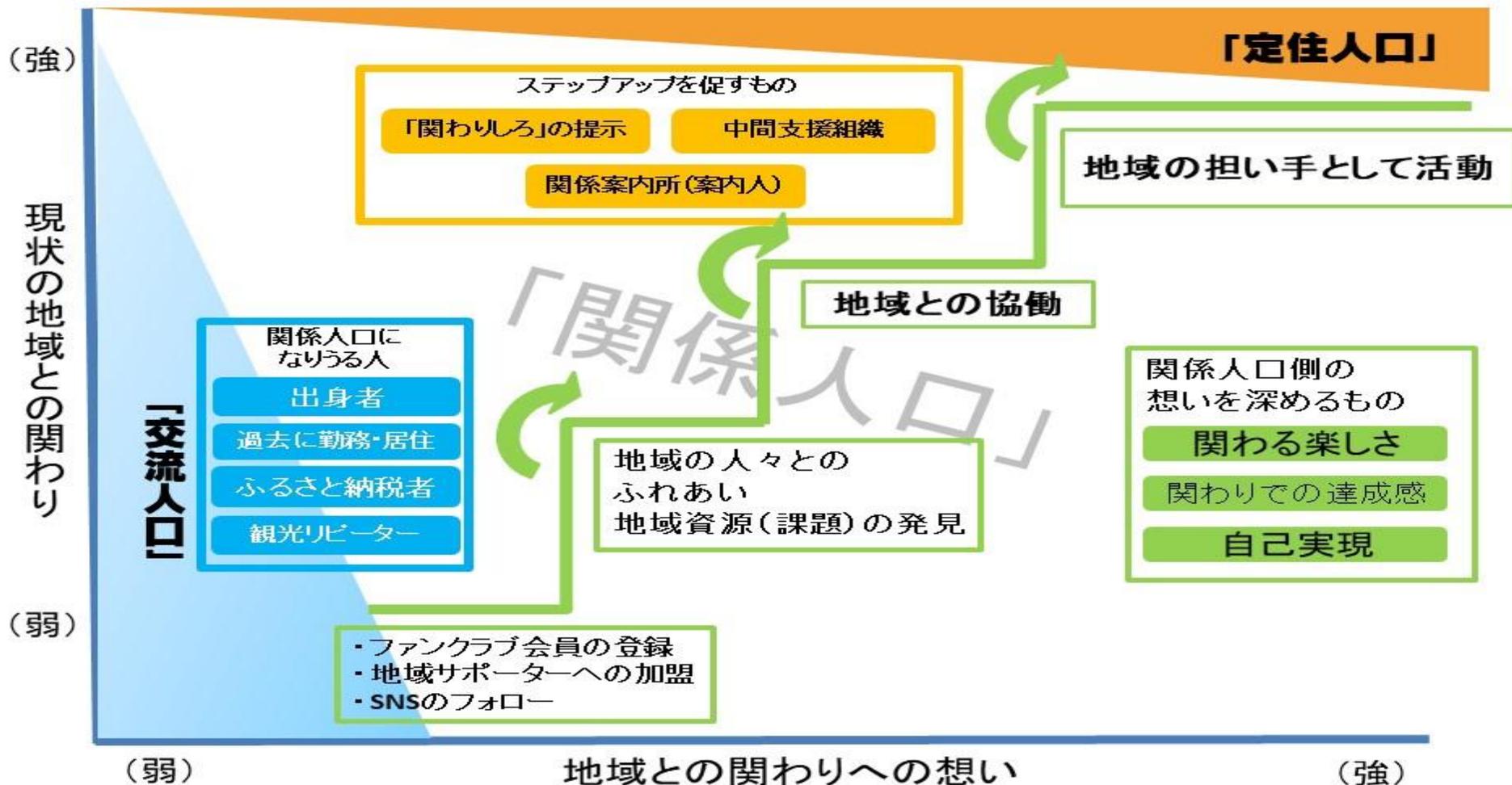


関係人口のステップアップ

○「**関係人口**」には地域との関わりや想いの強さに応じて様々な段階が存在

○「**関係人口**」に**地域づくりの担い手**になってもらうためには、**ステップアップ**を促していくことが必要

関係人口のイメージ



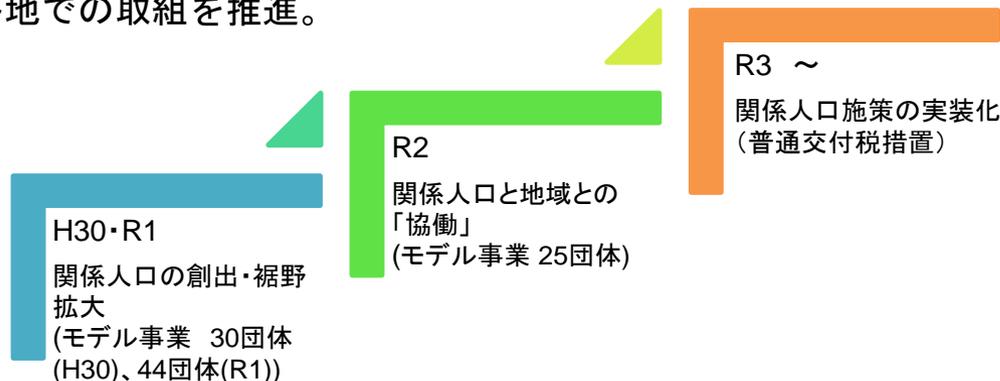
- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、「『関係人口』ポータルサイト」により地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。
- 地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での取組を推進。

全国に向けた情報発信・地域からの情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」等を通じて、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図るとともに、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

**全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献**



地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野（デジタル人材）

○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○中心市街地活性化

等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体

（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

期間

6ヵ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見



（協定締結）

地域活性化起業人活用事例

福島県磐梯町

株式会社LIFULL (サービス事業等)

- 【主な取組内容】 (派遣期間：令和2年10月～)
- ・各種行政DXの推進(オンライン審議会,マイナンバー100%に向けた施策等)
 - ・地域DXの推進(地域デジタル通貨の実施等)

- 【主な取組実績】
- ・マイナンバーカード取得促進施策の実施に関する企業との調整。施策はマイナンバーカードを新たに取得した住民の先着300名に電子マネーを付与するもの。
 - ・スマホを用いた地域デジタル通貨の事業の実施に関して、町内の調整に加え、高齢の住民向けにデジタル商品券の活用方法をサポート。



群馬県 嬭恋村

株式会社ルネサンス (フィットネスビジネス)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和3年10月～令和4年3月)
- ・働き世代に向けた「体操教室」の実施 8本/週、計96本
 - ・スポーツ庁の「Sports in Life 推進プロジェクト」としてご当地ダンス体操ムービーを製作。YouTube動画配信し各イベント時に村民へ提供
 - ・職員向けの健康支援として、各運動プログラムを開催
 - ・フレイル予防事業支援として運動・認知機能向上プログラムを実施
 - ・村内の運動施設を活用したトレーニングスクールの開講準備

- 【主な取組成果】
- ・体操教室でオンライン参加を含め98名の村民が参加
 - ・ご当地ダンス体操において約400名の村民が出演
 - ・職員向け健康増進プログラムにおいて全プログラムで124名の職員が参加



長野県 上田市

東日本電信電話株式会社 (情報通信事業等)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和2年4月～令和4年3月)
- ・「上田市スマートシティ化推進計画」に基づきテレワークを推進
 - ・民間企業・大学等で編成するプロジェクトチームで、シェアサイクル、スマート農業、地域デジタル通貨等の各実証実験を推進

- 【主な活動実績】
- ・「上田市スマートシティ推進計画」に基づき、市役所のテレワーク導入に関する相談・助言を実施。
 - ・地域課題解決に向けたICT技術の活用提案
 - ・実証事業(①アプリ登録を利用したシェアサイクル ②AI認証を用いたきゅうりの選果)にあたっての企業との調整・マッチング及び先進的知見の提供を実施



島根県 邑南町

株式会社ぐるなび (サービス業)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和3年4月～)
- ・従前の観光資源のみにとらわれない魅力の調査を実施
 - ・取り組みを通じて町内事業者との関係を構築(ヒアリング91件)
 - ・Web上での観光コンテンツ造成
 - ・フォロワー1万人のインスタグラム等での情報発信
 - ・本社チームと連携した国事業への応札、ふるさと納税への取り組み

- 【主な取組成果】
- ・町内食材等と都市部の料理人とのコラボによる新商品の開発(19件) おせち、ハーブを使ったバターサンド等
 - ・観光スポットや環境、体験などに関するSNS等による情報発信
 - ・町内食材等の関西圏飲食店とのマッチング
 - ・町内事業者・生産者を対象とした講習会の開催
 - ・メディアでの宣伝:60件



地域活性化起業人を募集する地方公共団体リスト（抜粋）

令和3年度～地域活性化起業人を募集する地方公共団体リスト

令和4年3月1日時点

起業人募集中	60件	66人
起業人募集中（一部企業と交渉中）	16件	17人

新規掲載案件 32件36人
 ※令和3年12月1日時点で掲載していた案件のうち、**22件25人がマッチング成立**

都道府県	市区町村名	募集業務の種類	首長の思いなど企業に訴えたいこと	募集人数	問合せ先
北海道	帯広市	1.総務（政策調整・行政改革・公有財産利活用等）	「あおおひろびろ いきいき 未来を信じる 帯広」 帯広市は、皆さんとともに、十勝・帯広の明るい未来を信じ、誰もが夢や希望を持って幸せに暮らし続けることができる活力あるまちづくりに取り組んでいます。	1人	帯広市ICT推進課 0155-65-4118 ict@city.obihiro.hokkaido.jp
		業務内容		受入予定年度	関連アドレス
		ICT分野 ・国の進める業務システム標準化や行政手続きのオンライン化など、自治体DXへの対応 ・庁内のICT人材の育成支援	人を中心とした「ヒューマンセントリック」のデジタル化により、これからの帯広と一緒にいきましょう。	令和4年度	お問い合わせフォーム https://www.harp.lg.jp/NsBirU4S
			求める人物像	希望期間	進捗状況
			・自治体の業務システムやICTに知見を持つ方 ・システム標準化など自治体DXに関する業務に取り組める方 ・市職員のICTスキル向上のために取り組める方	3年間	起業人募集中 ※R3.9月から掲載

都道府県	市区町村名	募集業務の種類	首長の思いなど企業に訴えたいこと	募集人数	問合せ先
北海道	帯広市	5.観光振興・観光誘客対策・DMO設立等	北海道十勝地方は、恵まれた気候と広大な土地を活用し、安全・安心で良質な農畜産物を生産する、日本最大の食糧供給基地です。 十勝地方19市町村の中心市である帯広市には、北海道遺産の「ばんえい競馬」・「モール温泉」、農畜産業の強みを活かした「豊かな食」・「スイーツ王国」、日高山脈を遠くに臨む「農村風景」・「自然環境」などの観光資源があり、中心部には都市機能や陸空の交通網も整備されているアクセスの良い地域です。	1人	北海道帯広市経済部観光交流室観光交流課 阿部 電話 0155-65-4169 メールアドレス tourism@city.obihiro.hokkaido.jp
		業務内容		受入予定年度	関連アドレス
		・アウトドア関連（サイクル、釣り、登山、キャンプなど）の観光資源開発、商品化 ・地域の観光事業者、アウトドア事業者・人材、DMOとの連携、人材育成	また、帯広市では、「アウトドアの聖地にする」という目標を掲げており、雄大な景色や広い大地を実感できるサイクリングや釣りなどのフィールドとしても人気が高いです。元々3つの国立公園に囲まれた自然豊かな地域ですが、「トカプ子400」のナショナルサイクルート指定や、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化の動きなど、アクセスしやすいアウトドアフィールドとしても注目が集まっています。 現状では、こうした豊富な資源を十分に活かしたコンテンツ開発や、PRが進んでいないため、既存の資源や、自身の経験・知見、自社製品、人脈などを活かしながら、新たな観光資源開発や磨き上げ等に地域と共働り取り組んでいただける企業・人材を募集予定です。	令和4年度	https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/tourism/index.html
			求める人物像	希望期間	進捗状況
			・幅広い視野と豊かな発想力でチャレンジする人 ・専門的知識、能力を生かし、発揮できる人	3年間	起業人募集中 （一部企業と交渉中） ※R3.12月から掲載

ローカル10,000プロジェクト

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・高い新規性・モデル性がある事業
- ・地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・「デジタル技術」国費10/10
- ・「ローカル脱炭素」国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・公費による交付額以上
- ・無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く)・無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績 (440事業、354億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R4年3月末時点))

- ・公費交付額 125億円
- ・融資額 175億円
- ・自己資金等 54億円

重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

ローカル10,000プロジェクトの活用事例①

(1) 遊休施設(古民家等の空き家、空き公用施設、廃校等)の有効活用

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岡山県高梁市 (令和3年度)	古民家を改修し一棟貸しの宿泊施設として運営するとともに、『お試し移住』『お試しサテライト』『ワーケーション』施設としての活用も可能とすることにより、高梁市を移住先候補地としてPR。施設内ではベンガラ染め体験もできる。	25,000千円	25,000千円
北海道鶴居村 (令和3年度)	日本初、廃校となった小学校の体育館を活用したクラフトビールブルワリー。物販や見学スペースも設け、観光客やビール醸造を学びたい人々を受け入れ、交流できる場所とするとともに、地域資源を生かしたクラフトビールを新たな特産品・観光資源として活用。	35,000千円	55,000千円

(2) 観光拠点・宿泊施設の整備

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
島根県松江市 (平成30年度)	3軒の古民家を、インバウンドや企業・大学の合宿にも対応できる宿泊施設にリノベーションしたほか、既存の宿泊施設に半露天風呂、食事会場である国登録文化財にバーを新設。これらを地元住民の交流の場としても活用。	19,000千円	19,000千円
兵庫県 (令和3年度)	築100年の古民家を改修し、①移住・起業目的の方に安価で長期滞在ができるweeklystay施設 ②丹波焼や丹波布を初めとした地域資源を活用する新規事業者向け工芸品等販売所 ③不動産情報や就労情報の提供をするカフェを整備。	10,000千円	10,000千円

(3) 地元農林水産物を活用した6次産業化、新商品開発の促進

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岐阜県各務原市 (平成28年度)	市の特産物「にんじん」の農家数が年々減少しており、傷物品や規格外品などの大量廃棄への対応も必要であることから、地元の大学生と共同で和菓子スイーツを開発し、スイーツの販売拠点として新店舗を整備。	25,000千円 (10/10事業)	25,000千円
岡山県新見市 (令和元年度)	廃校施設をリノベーションし、IT技術を活用した温度・湿度・水分管理により通年栽培可能なきくらげ栽培室を整備。黒きくらげのほか、希少性の高い白きくらげを生産。	24,000千円	24,000千円
秋田県 (平成30～令和3年度)	①酒造業の醗酵技術を活かした「粉末商品」の開発、②フリーズドライ加工による即席麺やシーズニング業態等の新業態の商品開発 など、地域の食を活用するための施設や機械の整備を複数の事業で実施	①25,000千円 ②35,000千円	①25,000千円 ②52,500千円

ローカル10,000プロジェクトの活用事例②

(4) 伝統工芸品等の再生・伝統技術の継承

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
福岡県芦屋町 (令和2年度)	芦屋町が復興に取り組んでいる茶の湯釜の名品「芦屋釜」。工房・ギャラリーを建設し、「芦屋釜」をはじめとする芦屋鋳物の製作技術の継承を行い、新たなる地域ブランドの創出による地域活性化を図る。	24,999千円	25,000千円
山梨県都留市 (令和3年度)	都留市が発祥とされる郡内織に関わる人材育成から製造、販売を一貫して行える拠点を整備。織物のネット販売、ふるさと納税の返礼品としての出品を通し、ITやデザインに関わる人材なども利用するコワーキングスペースとなる。	11,000千円	11,000千円

(5) バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岩手県久慈市 (平成27年度)	ICTを活用したハウス内温度、CO2濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入。久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーの熱エネルギーを供給し、安定した菌床しいたけの栽培、環境負荷の低減を図る。	40,000千円	57,505千円
長野県佐久市 (令和2年度)	工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。	4,333千円	4,334千円

(6) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた設備投資の動き

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
千葉県市原市 (令和2年度)	コロナ禍において密を避けるための旅行スタイルとして注目が高まっているグランピング施設を廃校を活用して整備し、首都圏からのマイクロツーリズム客を取り込む。	25,000千円	50,000千円
福井県敦賀市 (令和3年度)	旧金融機関施設をリノベーションし、コワーキングスペースとゲストハウスが一体となった施設を整備し、テレワーク等の新しい働き方の市内での受け皿として活用。	6,750千円	6,750千円

特定地域づくり事業協同組合制度の推進

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

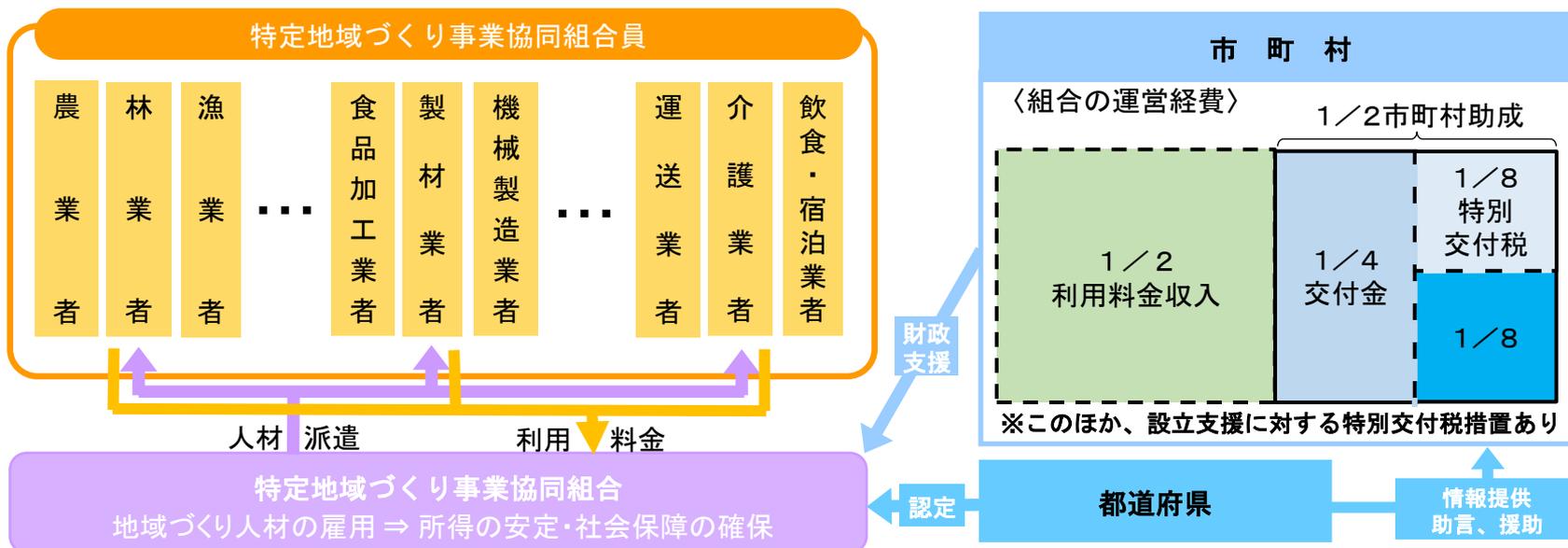
- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

1

4月



農業

5~10月



飲食業

11~3月



酒造業

2

通年

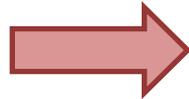


介護事業

or



こども園



小売業

AM

PM

創意工夫により様々な活用が可能

その他の施策・事業

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(438名)、先進自治体で活躍している職員(25名(組織を含む)) (令和4年4月1日現在 計463名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村：①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- 財政措置の内容：
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

活用事例

<新潟県胎内市>

【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、**市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。**

【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



<北海道栗山町>

【取組事例】

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、**協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。**

【成果・効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



○ 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

ふるさとワーキングホリデー

地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



これまでの実績 (R3. 3時点)

- ・ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約3,500人が地域での暮らしを体験。
- ・ワーホリ経験者の91%が満足しているほか、81%が再訪意向がある等、ワーホリ経験者からの評判が良い。

課題

ワーホリ経験者の生の声を聞く機会や、ワーホリ経験者と未経験者が意見交換を行う機会が少ない。

令和4年度の取組

ワーホリ経験者による
座談会の開催

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援 (総務省)

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等

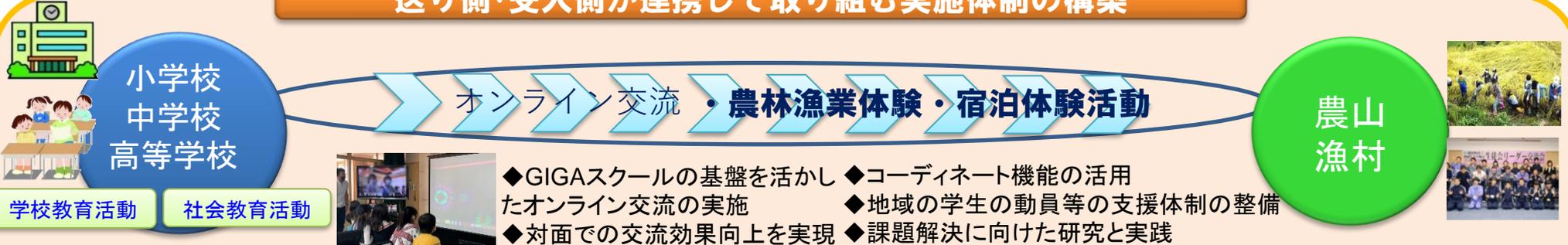


未実施自治体、企業等への説明会の開催

・実施自治体増と地域企業の参加拡大を図るため、未実施自治体及び企業等を対象にした説明会を開催。
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- 令和4年度は引き続き、コロナ禍や、GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展を踏まえ、感染防止対策に加え、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

- ・外部有識者等の旅費・謝金
- ・研修・会議に要する経費
- ・関係団体との調整に要する経費
- ・外部研修受講に係る受講料、旅費
- ・印刷製本費 等

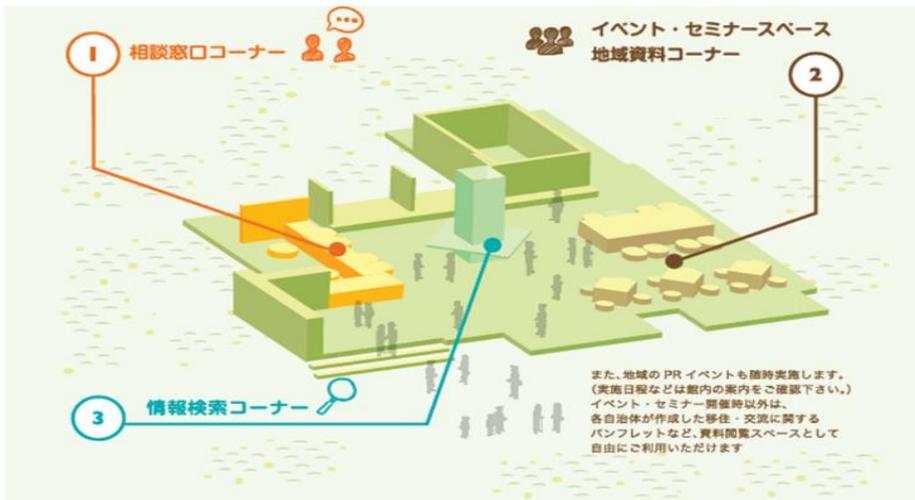
■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・児童・生徒や指導者等に係る保険料 ・新型コロナウイルス感染症防止対策 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のほか、受入体制の整備に係る経費
等	等

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携
 ・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間] (平日) 11:00-21:00 (土日祝) 11:00-18:00
 [休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



(移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
 [アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
 地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験(二地域居住体験を含む)、移住者希望者等に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。

取組の内容

取組の内容	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進等のためのプロモーション動画の制作 	<p>「地方自治体を実施する移住・定住対策の推進について」 (令和3年3月30日付総行応第79号)</p> <p>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象 (措置率0.5×財政力補正) <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」(移住・定住に関する支援を行う者)を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ <u>1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限)</u>
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアー(二地域居住体験)の実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等) 	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者等に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者(本人、受入企業)に対する助成 	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーターや定住支援員による支援 	

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援。

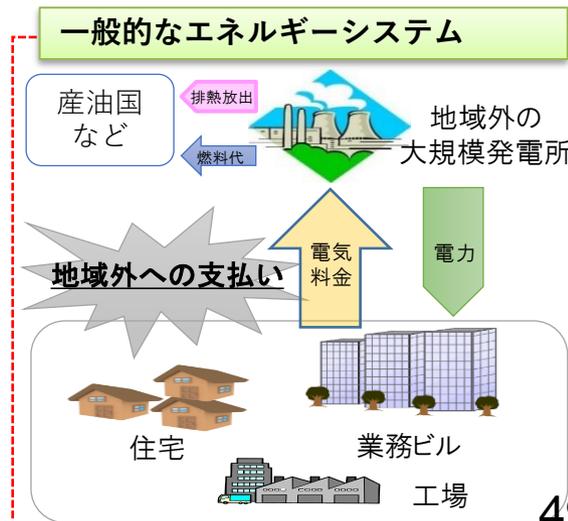
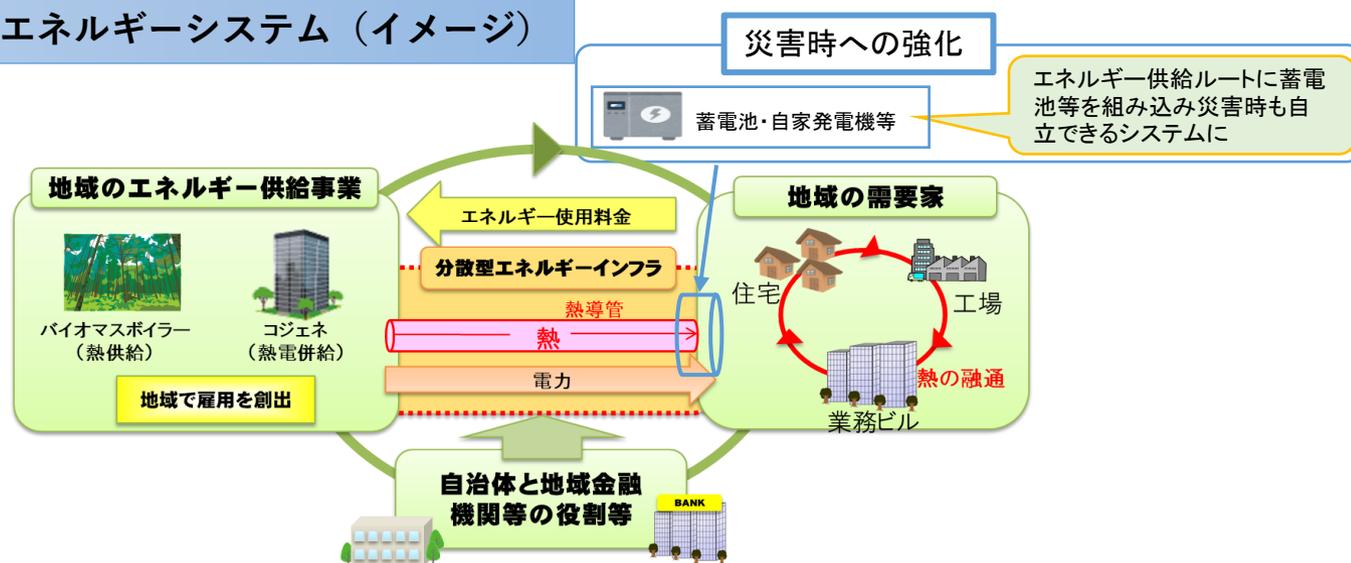
<補助対象> マスタープランの策定経費(上限2,000万円)

<補助率> 策定経費の1/2(財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10)

<実績> これまでに64の団体が策定(平成26年度~令和3年度)

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム (イメージ)



過疎対策について

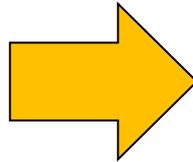
I 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。
- 直近では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定



III 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和4.4.1)	885	1,718	51.5%
人口(令和2年国調:万人)	1,167	12,615	9.3%
面積(令和2年国調: km ²)	238,675	377,976	63.2%

IV 各種施策

(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援 (令和4年度計画額5,200億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

- 過疎地域持続的発展支援交付金(令和4年度予算額:8.0億円)

都道府県過疎地域等政策支援員について

○ 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費(報償費、旅費、委託費等)

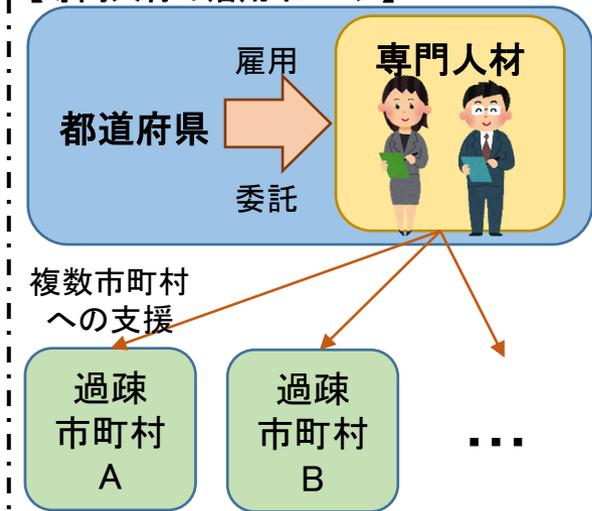
要件

- ① 過疎地域その他の条件不利地域(過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄)を有する複数の市町村への支援が対象
- ② 市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③ 都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間560万円/人
- ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- ◎産業振興(農林水産業)
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- ◎産業振興(商工業、その他)
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- ◎産業振興(観光)
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- ◎地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- ◎地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- ◎生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- ◎高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- ◎医療の確保
 - …医療政策支援 等
- ◎教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- ◎集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- ◎地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- ◎再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)
- ※ 交付対象経費の限度額 1,500万円
 (下記事業については、限度額を上乗せ)
 - ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
 - ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
 - ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)
- 令和4年度予算額 4.0億円(令和3年度予算額4.0億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)
- ※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加
- ※ 交付対象経費の限度額 2,000万円
- 令和4年度予算額 2.5億円(令和3年度予算額2.3億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)
 - ・定住促進団地整備事業
 - ・定住促進空き家活用事業
 - ・集落等移転事業
 - ・季節居住団地整備事業
- 令和4年度予算額 0.9億円(令和3年度予算額0.9億円)

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)
- 〈例〉
 - ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
 - ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
 - ・食肉、農産物等の加工施設
- 令和4年度予算額 0.6億円(令和3年度予算額0.6億円)

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和3年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,915人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,424人

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 445万円(R4~)** ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 対象経費…
- ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
 - ③集落における話し合いの実施に要する経費
 - ④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員の活動イメージ

■集落点検の実施

- ・市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

□集落の維持・活性化に向けた取組

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ②都市から地方への移住・交流の推進、
- ③特産品を生かした地域おこし、
- ④高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤伝統文化継承、
- ⑥集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省

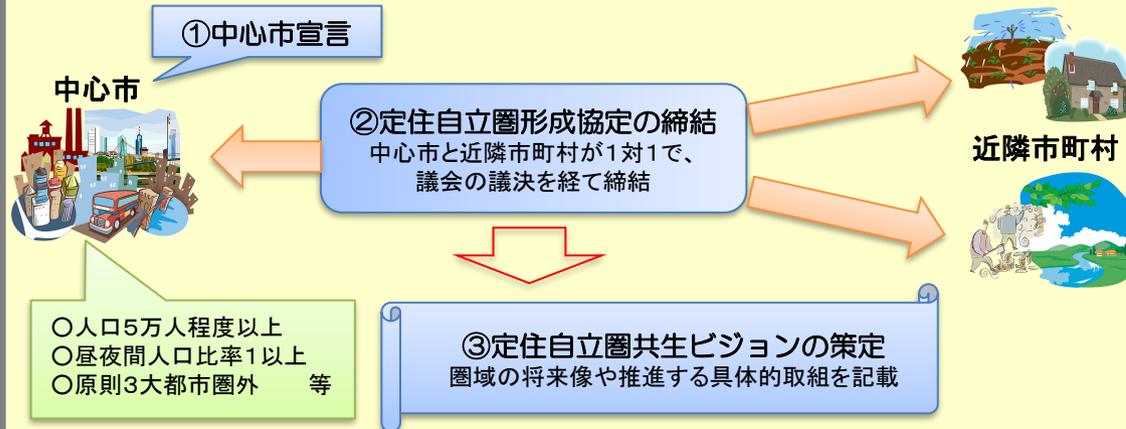
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

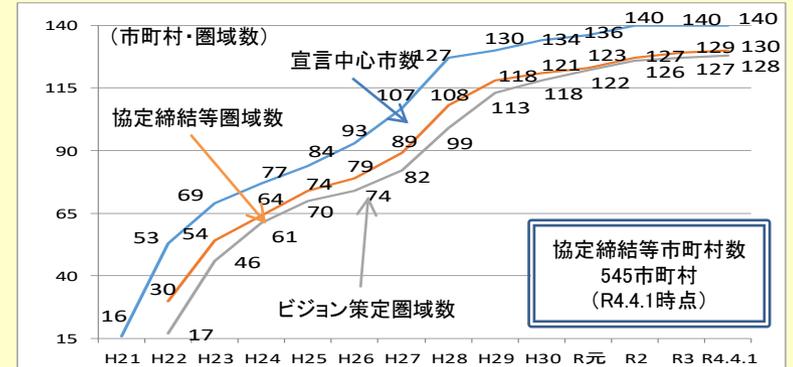
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R4.4.1現在 130圏域)



※R3以前は4月1日時点の数値

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 916箇所(令和2年度末時点)



三大都市圏企業

- ・ コロナを受けて、テレワーク等の働き方が一般化されつつあり多くの企業がサテライトオフィスに前向き
- ・ 令和3年度の同事業において122社が参加

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との
マッチング機会を提供



地方公共団体

- ・ 多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・ 令和3年度の同事業において、32団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に 要する経費について特別交付税措置

対象経費: 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)

: お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))

: お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額: 1団体当たり1,000万円

※ 措置率0.5×財政力補正

地域力創造グループ施策担当者一覧（令和4年5月時点）

施策名	担当課室	担当者	電話番号
地域おこし協力隊	地域自立応援課	深野、民谷、橋口、宮津	03-5253-5394
地域プロジェクトマネージャー	地域自立応援課	中村、民谷、宮津	03-5253-5394
関係人口創出・拡大事業	地域自立応援課	中村、民谷、宮津	03-5253-5391
地域活性化起業人（企業人材派遣制度）	地域自立応援課	中村、民谷、橋口	03-5253-5392
ローカル10,000プロジェクト	地域政策課	酒川、珠山、林、笹波	03-5253-5523
特定地域づくり事業協同組合制度の推進	地域振興室	来島	03-5253-5534
外部専門家（地域力創造アドバイザー）	人材力活性化・連携交流室	中原、北島	03-5253-5392
ふるさとワーキングホリデー	地域政策課	近藤、武田	03-5253-5523
都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業	人材力活性化・連携交流室	深野、飛龍	03-5253-5394
移住・交流の推進	地域自立応援課	中原、川上、緑川	03-5253-5392
分散型エネルギーインフラプロジェクト	地域政策課	渡部、巢山	03-5253-5523
過疎対策の推進	過疎対策室	仁木	03-5253-5536
定住自立圏構想の推進	地域自立応援課	中村、民谷	03-5253-5392
サテライトオフィス誘致の取組に対する支援	地域自立応援課	中原、川上	03-5253-5392